第七条（見出しを含む。）第五条第一項第一号ロ(2)	附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第一項第一号ロ(2)
第七条の四（見出しを含む。）第五条第三項	附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第三項
第七条の四第二号イ 後期高齢者支援金	後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）
第七条の五（見出しを含む。）第五条第四項第二号	附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第二号
、第七条の七	並びに附則第四条の規定により読み替えられた第七条の七
第七条の六 第七条の四	附則第四条の規定により読み替えられた第七条の四
第七条の七（見出しを含む。）第五条第五項第二号及び第三号イ	第五条第五項第二号及び算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号イ
第十三条第一項第二号 及び後期高齢者支援金	、後期高齢者支援金及び病床転換支援金
第十三条第二項第三号イ(1) 第五条第五項第三号イ及びロ	附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号イ及び算定政令第五条第五項第三号ロ
同号ハ	算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ハ
第十三条第四項 及び後期高齢者支援金	、後期高齢者支援金及び病床転換支援金
第十四条第一項第一号イ及びロ 後期高齢者支援金及び	後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の見出し 附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条

附則第四条の二から第四条の四までを削り、附則第五条を次のように改める。

（経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例）

第五条　算定政令附則第十五条に規定する経過的組合員を組合員とする組合について、前条の規定により読み替えられた第七条、第七条の四から第七条の七まで及び第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

附則第四条の規定により読み替えられた第七条第一項	附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
第七条第一項第二号イ でないもの	以下同じ。）でないもの以下同じ。）でないもの並びに算定政令附則第十五条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指定組合特定被保険者（同条第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下同じ。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員（同号ロに規定する小規模事業所等常勤経過的組合員をいう。以下同じ。）で合特定被保険者であるものをいう。以下同じ。）でないもの並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員
附則第四条の規定により読み替えられた第七条第二項及び第三項 附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
でないもの	でないもの並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の四（見出しを含む。） 組合特定被保険者	組合特定被保険者（経過的組合員であつて指定的組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員であるものを除く。）
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の五（見出しを含む。） 附則第十三条 第五項第三号ハ	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ハ
指定組合特定被保険者	指定組合特定被保険者並びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の六（見出しを含む。） 第五条第五項第一号	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第一号
附則第四条	附則第五条の規定により読み替えられた附則第四条
附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条第二項第二号ハ 附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条

附則第六条及び第七条を削る。